

# 鹿屋市ファミリー・サポート・センターのしくみ



## 援助を受けたいとき

- ①「利用会員」が援助を受けたいときは、センターへ申込をします。
- ②センターは、活動できる「サポート会員」を紹介します。
- ③センターは、「利用会員」「サポート会員」に連絡を取り、事前打ち合わせを行います。
- ④援助活動は、事前打ち合わせの内容にそって行います。
- ⑤利用会員は、援助活動が終了したら「サポート会員」が記入した報告書を確認した後、報酬を支払います。

※子どもを預かる場所は、原則として「サポート会員」の家庭で行い、宿泊を伴う援助活動は行いません。

## 会員の要件(会員は登録制です)

- 利用会員**…子育ての手伝いをしてほしい人
- ①鹿屋市内に居住している人で、原則として小学生（障害のある子どもにあっては18歳）までの子どもを有し、育児等の援助を受けたい人（育児援助にあっては市内に勤務する人、家事援助にあっては妊娠中の人も含む）。
  - ②センターの実施する講習会を受けた人。
- サポート会員**…子育てのお手伝いをしたい人
- ①市内に居住している人で、心身ともに健康で子育て支援に意欲のある20歳以上の人。
  - ②センターの実施する講習会を受けた人。
- 両方会員**…利用会員、サポート会員をかねる人

## 援助活動の内容

- 育児支援**
- 保育施設等までの送迎や、その前後に預かること。
  - 学校の放課後、又は学童保育終了後に預かること。
  - 子どもが軽度の病気の場合において、子どもを預かること。
  - 冠婚葬祭又は他の子どもの学校行事の際に子どもを預かること。
  - 買い物等外出の際に子どもを預かること。
- 家事支援**
- 産前産後の会員等に対して、家事・育児援助を行うこと。（掃除、洗濯、買い物、食事作りなど）

※ 入会金・年会費は無料、会員は事故に備え「ファミリー・サポート・センター補償保険」に自動的に加入します。（会員の負担はありません）

## 利用料金

時間区分	基準額
月曜日から金曜日まで(午前7時から午後7時まで)	1時間 600円
上記以外	1時間 700円

※ 交通費、食事代、おやつ代、おむつ代等は、利用会員が負担。